

教育基本法が変えられてしまったら？

教育基本法「改正」を先取りする

東京の教育現場からの声
(連続講演・学習会)

石原教育行政

- 学校「経営」路線の徹底の中で、東京都教育現場では、いま……
「4.13」通知—「学校経営の適正化」の名の下に進む学校の「企業化」
- 思想・良心の自由、教育の自由を守る……
『日の丸・君が代』強制、「もの言わぬ教職員」をつくる東京都「10・23通達」
- 教育基本法「改正」の危機に抗して……
「予防訴訟」が、教育の自由と民主主義の拠り所へ



東京都国立市では、2003年の時点にあっても、入学式・卒業式での「日の丸・君が代」に起立しない、歌わないなど「内心の自由」が一人ひとりあることを司会が説明して、日本国憲法や教育基本法の意味（思想および良心の自由）を伝えるべく、創意・工夫を重ねてきたといえます。

ところが、こうした教職員の取組みを「日本の教育の歪み」の「象徴」であるとして、同年10月、東京都は教育長名で「国旗・国歌」への起立・斉唱を強制する「10・23通達」を発しました。そこでは「本通達に基づく校長の職務命令に従わぬ場合は、職務上の責任を問(う)」としています。これ以降、360名もの教職員が「懲戒処分や再雇用不採用、再発防止研修など」を強要されています。

今回、連続講演学習会として、「予防訴訟」を闘い、「被処分者の会」共同代表である清川久基さんを鹿児島にお招きして、東京都の教育行政の現況を報告していただきます。

※さらに本年3月13日には、生徒に対して教職員が起立・斉唱指導しない場合は懲戒処分を行えとの通達を出しました。

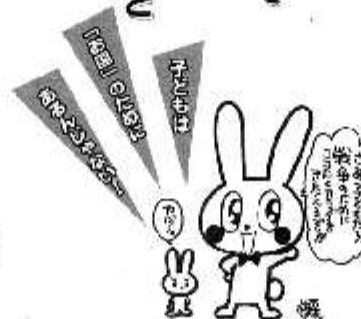
清川 久基さんが語る！

(「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会」共同代表 前国立西宮校)

連続「教育を語る会」

- 9月22日(金) 18:00~
国分共同利用施設
- 9月23日(土) 14:00~
始良町中央公民館
- 9月23日(土) 18:00~
隼人教育会館
- 9月24日(日) 13:30~
加治木町「福祉センター」
- 9月26日(火) 18:00~
大口市「ふれあいセンター」
*ビデオ講演になります。

教育基本法は子ども一人ひとりを大切にすることを願ってつくられました。それが今……くつがえされようとしています。



「許さない！教育基本法『改悪』実行委員会」
(民主教育を守る始良地区郡民会議)
事務局:始良伊佐ブロック平和センター(TEL.0995-63-1700)
鹿教組始良伊佐支部(TEL.0995-42-0003)